

(5) 生活しやすい住まいの整備

障害のある人にとって、生活しやすい住まいの確保は、生活の質（QOL）を大きく左右します。障害の状況に合わせた住宅に住むことによって、地域での生活ができるようになったり、介護の負担が軽減されたりすることにもつながります。このため、障害のある人が暮らしやすい住まいの確保や、住んでいる住宅のバリアフリー化など、良質な住環境を整備していくとともに、こうした住まいに障害のある人が入居しやすい環境としくみづくりに努めていきます。

また、住まいと生活支援を一体的に提供するものとして、入所施設やグループホームなどがありますが、これらも障害のある人の住まいとして重要な役割を担っています。こうした居住の場も引き続き充実させていくとともに、今後の課題として、身体障害のある人に対応できるケアホームの整備や、高齢期における支援のあり方などについて検討を進めていきます。

1) ケア付き住宅の整備促進

■ グループホーム等の基盤整備（再掲）

地域での自立した生活の場として、グループホームやケアホームの設置を積極的に推進していくとともに、サービスの質の向上に向けた支援を行っていきます。

	平成20年度（計画策定当初）	平成23年度（計画改定時）
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助の実施 ・新設・増設する場合の敷金・礼金を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホーム数 170か所 ・国制度における家賃助成の創設（平成23年10月～） ・市独自の家賃補助を実施 ・新設・増設する場合の敷金・礼金を補助
計画	継続実施	年間80名分増設を継続

■ グループホーム等のサービスの質の向上

グループホームやケアホームにおいては、国の制度において障害程度や夜間支援の体制等に応じた報酬が設定されていますが、さらなる支援体制の強化のため、世話人体制確保加算や夜間支援体制加算によってサービスを提供する事業所を支援し、サービスの質の向上に努めます。

	平成20年度（計画策定当初）	平成23年度（計画改定時）
現状	世話人体制確保加算、夜間支援体制加算、初期加算	計画通り実施
計画	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援加算、土日等日中支援加算の新設（平成24年度予定） ・重度障害加算、重複障害加算、行動障害加算の新設（平成25年度予定）

■ 重度重複障害者対応ケアホームの設置支援

重度の障害や重複障害のある人であっても、地域で暮らしていくためにケアホームを住まいとしていくことが有効である場合も考えられます。しかしながら、こうした方が利用するホームについては、住まいのバリアフリー化や支援体制の充実が必要となることから、ホームを設置する際の支援を行います。

	平成20年度（計画策定当初）	平成23年度（計画改定時）
現状	バリアフリー化や消防設備整備のための工事費補助	計画通り実施
計画	継続実施	重度重複障害対応のケアホーム新設のための整備費補助の創設

■ 高齢期における住まいのあり方の検討

高齢の障害者への支援は、ADL（日常生活活動）の低下や認知症へのケアも合わせて必要となる場合があります。この場合、支援体制の充実はもとより、住環境の整備も合わせて考えていくことが求められるため、高齢期の障害者に対する住まいのあり方について検討を進めていきます。

2) 施設入所機能の充実

■ 施設入所支援の提供

障害者支援施設（入所施設）において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供して、主として夜間の障害者の生活を支援します。

	平成20年度（計画策定当初）	平成23年度（計画改定時）
現状	市内5施設（旧法施設を含む）において提供	市内5施設において提供
計画	継続実施	平成25年4月 井田重度障害者等生活施設の開設に伴い、めいぼうの入所部門の移行と定員の拡充（20床）

■ 重度障害者への支援の充実

介護・訓練サービスにおいて、重度の障害のある人に対する手厚い支援体制を確保するため、行動障害加算、重複障害加算、重度障害加算、医療支援加算により、また職員体制の充実や看護師、栄養士の配置のため、定率加算、健康管理加算、栄養管理加算、食事指導加算によりサービスを提供する事業所を支援し、サービスの質の向上に努めます。

	平成20年度（計画策定当初）	平成23年度（計画改定時）
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害加算、重複障害加算、医療支援加算 ・定率加算、健康管理加算、栄養管理加算、食事指導加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害加算、重複障害加算、重度障害加算、医療支援加算 ・定率加算、健康管理加算、栄養管理加算、食事指導加算
計画	継続実施	継続実施

■ 施設入所サービス基盤の整備

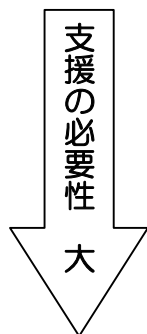
総合リハビリテーションセンターの整備の一環として、重度障害者に対応する施設入所支援のサービス基盤の整備に向けた取組を進めていくとともに、施設入所サービスの効果的な活用方法と今後の基盤整備のあり方について検討していきます。

	平成20年度（計画策定当初）	平成23年度（計画改定時）
現状	（仮称）重度障害者等生活施設の整備の検討	井田重度障害者等生活施設の整備の推進
計画	平成25年4月 井田重度障害者等生活施設の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月 井田重度障害者等生活施設の開設 ・南部地域における入所施設の検討

障害程度区分について

【障害程度区分の構成】

非該当
区分1
区分2
区分3
区分4
区分5
区分6



○区分によって、一部のサービスを利用することができない場合があります。
○区分にかかわらず、利用できるサービスもあります。(就労継続支援など)

- 障害程度区分認定のために、訪問調査を行います。調査は、区役所職員、市が委託した相談支援事所の調査員が訪問し実施します。
- 調査結果と医師の意見書などをもとに、各区に設置されている障害程度区分認定審査会において、障害程度区分の判定等を行います。
- 区分の判定にあたり、障害の特性など個別に配慮すべきことについて、介護保険より多い106の調査項目があるほか、障害程度区分認定審査会においても考慮されます。

障害程度区分ごとの利用可能なサービス

障害福祉サービスを利用するにあたり、障害程度区分により、利用できるサービスが定められています。

また、利用できる支給決定量については、サービスごと、障害程度区分ごとに国の基準が設定されています。基準を超えて支給する必要性のあるときは、各区または市の審査会にて必要性の検討を行い、承認されれば支給をしています。

障害程度区分によって、各サービスの報酬単価についても決まりがあります。

障害程度区分ごとに利用できる(○)サービス、利用できない(×)サービス

サービス種類		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護（通院介助を除く）	○	○	○	○	○	○
	通院介助（介護あり）	×	○（但し、要件あり）				
	通院介助（介護なし）	○	○	○	○	○	○
	行動援護	×	×	○（但し、要件あり）			
	同行援護	○（但し、要件あり）					
	短期入所	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	×	×	×	○（但し、要件あり）		
	療養介護	○（但し、経過措置）				○（但し、要件あり）	
	生活介護	×	○(★)	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	○ (障害要件有)
	共同生活介護（ケアホーム）	×	○	○	○	○	○
	施設入所支援	○(※)		○(※)(★)	○	○	○
訓練等 給付	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援	○	○	○	○	○	○
	共同生活援助（グループホーム）	○	○	○	○	○	○

(★) 但し、50歳以上の場合 (※) 但し、自立訓練、就労移行支援併用の場合

グループホーム・ケアホーム及び入所施設に係る予算

(1) グループホーム・ケアホーム事業に係る予算（平成24年度）

障害者グループホーム等事業費 （国基準の報酬）	1,590,997千円
障害者グループホーム等事業運営費 （市単独加算）	629,379千円
障害者グループホーム等事業運営費補助金 （市単独補助金）	105,066千円

＜市単独加算メニュー＞

- ・世話人体制確保加算
- ・初期加算
- ・入居委託費
- ・夜間体制加算（平成24年度新設）
- ・土日等日中支援加算（平成24年度新設）
- ・住宅費加算（平成24年度新設）
- ・行動障害加算（平成25年度実施予定）
- ・重複障害加算（平成25年度実施予定）
- ・重度障害加算（平成25年度実施予定）

＜市単独補助金メニュー＞

- ・家賃等補助
- ・賠償責任保険料補助
- ・法人バックアップ事務費補助
- ・ホーム増設についての補助金（平成24年度新設）

(2) 入所施設に係る予算（平成24年度）

障害者施設入所支援事業費、生活介護事業費 （国基準の報酬）	1,193,009千円
障害者支援施設等運営費 （市単独加算）	366,133千円

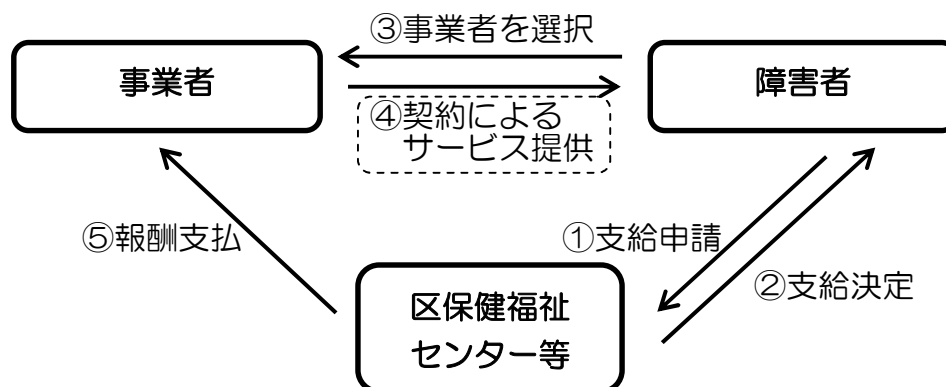
※市内施設に限る。また、市単独加算は公設公営施設のめいぼうを除く。

＜市単独加算メニュー＞

- ・定率加算
- ・実績加算
（行動障害加算、重複障害加算、医療支援加算、送迎加算）
- ・支援体制加算
（健康管理加算、栄養管理加算、食事指導加算）

障害福祉サービスの利用の仕組み

(1) サービス利用の仕組み



※利用者がサービスを受ける事業者を自ら選択し、契約によりサービスを利用します。

(2) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方々は、財産や金銭の管理、様々な法的手続きを行う必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。

成年後見制度では、成年後見人等が本人に代わって契約などの法律行為をできるようにしたり（代理権の付与）、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取消ししたりすることができます（同意権・取消権の付与）。

主に、次のような支援を行います。

- ・ 預貯金通帳や有価証券などの財産保管
- ・ 生活費の出勤や、医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- ・ 介護保険や障害者制度のサービス契約、入院の契約
- ・ 借家の契約や、自宅の保全などの住居の確保
- ・ 相続や不動産の処分などの法的手続き

※障害者自立支援法 抜粋

(市町村等の責務)

第2条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(第1項第1号、第2号 略)

第1項第3号 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

資料 5

(平成24年3月13日 閣議決定)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)